

I 総 括

1 概 要

(1) 事業数

令和元年度の県内市町等の地方公営企業の事業数は、260事業（地方公営企業法適用事業198、法非適用事業62）で、宅造等における新規事業により昨年度より2事業増加している。

なお、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで上水道事業、病院事業、宅地造成事業となっている。

（表 I - 1、図 I - 1）

図 I - 1 地方公営企業の事業数の状況
（令和元年度）

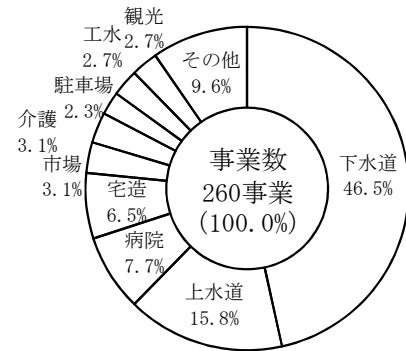


表 I - 1 事業数の状況

（令和2年3月31日現在）

年度 事業名	29年度			30年度			R元年度				対前年度増減数		
	法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	構成比	法適用	法非適用	計
上水道	42		42	42		42	41		41	15.8	△ 1		△ 1
簡易水道		1	1		1	1	1	1	2	0.8	1		1
工業用水道	7		7	7		7	7		7	2.7			
交通	3		3	3		3	3		3	1.2			
自動車	2		2	2		2	2		2	0.8			
高速鉄道	1		1	1		1	1		1	0.4			
電気		2	2		2	2		2	2	0.8			
病院	20		20	20		20	20		20	7.7			
下水道	78	43	121	87	34	121	100	21	121	46.5	13	△ 13	
公共	25	13	38	30	8	38	34	4	38	14.6	4	△ 4	
特環	21	12	33	24	9	33	28	5	33	12.7	4	△ 4	
農集	18	11	29	19	10	29	23	6	29	11.2	4	△ 4	
漁集	5		5	5		5	5		5	1.9			
小規模	4	4	8	4	4	8	5	3	8	3.1	1	△ 1	
特定地域	1		1	1		1	1		1	0.4			
個別排水	4	3	7	4	3	7	4	3	7	2.7			
港湾	1		1	1		1	1		1	0.4			
市場		8	8		8	8		8	8	3.1			
と畜場		4	4		4	4		4	4	1.4			
観光	3	4	7	2	5	7	2	5	7	2.7			
宅地造成	6	10	16	6	9	15	7	10	17	6.5	1	1	2
駐車場		9	9	1	6	7	1	5	6	2.3		△ 1	△ 1
介護サービス	1	7	8	2	6	8	2	6	8	3.1			
その他	12		12	12		12	13		13	4.9	1		1
合計	173	88	261	183	75	258	198	62	260	99.9	15	△ 13	2

(2) 決算規模

図 I - 2 決算規模の状況 (令和元年度)

令和元年度の決算規模は6,502億66百万円で、前年度に比べ178億58百万円(△2.7%)減少している。

また、普通会計の決算規模(歳出総額)に対する比率は、25.8%となっている。

(表 I - 2、図 I - 2)

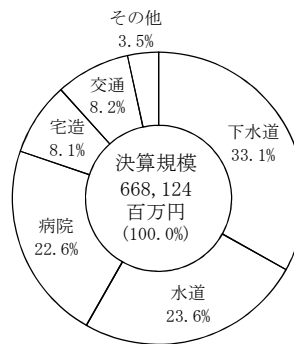


表 I - 2 決算規模の推移

(単位: 百万円、%)

項目 事業名	決算規模							対前年度伸率					伸長指数 (26年度=100)				
	26	27	28	29	30	R元	構成比	27	28	29	30	R元	27	28	29	30	R元
水道	199,062	166,171	168,740	169,935	157,699	163,282	25.1	△ 16.5	1.5	0.7	△ 7.2	3.5	83.5	84.8	85.4	79.2	82.0
工業用水道	4,919	4,369	4,668	4,642	4,132	6,650	1.0	△ 11.2	6.8	△ 0.6	△ 11.0	60.9	88.8	94.9	94.4	84.0	135.2
交通	59,038	48,729	48,188	46,243	47,303	53,581	8.2	△ 17.5	△ 1.1	△ 4.0	2.3	13.3	82.5	81.6	78.3	80.1	90.8
電気	957	442	183	183	183	181	0.0	△ 53.8	△ 58.6	0.0	0.0	△ 1.1	46.2	19.1	19.1	19.1	18.9
病院	157,216	150,070	149,825	152,945	150,665	143,096	22.0	△ 4.5	△ 0.2	2.1	△ 1.5	△ 5.0	95.5	95.3	97.3	95.8	91.0
下水道	215,880	210,023	212,395	214,560	216,125	215,341	33.1	△ 2.7	1.1	1.0	0.7	△ 0.4	97.3	98.4	99.4	100.1	99.8
港湾	11,833	4,666	4,758	5,468	11,145	7,066	1.1	△ 60.6	2.0	14.9	103.8	△ 36.6	39.4	40.2	46.2	94.2	59.7
市場	4,682	4,299	5,553	7,921	4,582	4,803	0.7	△ 8.2	29.2	42.6	△ 42.2	4.8	91.8	118.6	169.2	97.9	102.6
と畜場	1,882	1,772	1,469	1,456	1,426	1,557	0.2	△ 5.8	△ 17.1	△ 0.9	△ 2.1	9.2	94.2	78.1	77.4	75.8	82.7
観光	2,372	927	812	573	432	304	0.0	△ 60.9	△ 12.4	△ 29.4	△ 24.6	△ 29.6	39.1	34.2	24.2	18.2	12.8
宅地造成	110,764	95,127	76,315	79,232	72,953	52,767	8.1	△ 14.1	△ 19.8	3.8	△ 7.9	△ 27.7	85.9	68.9	71.5	65.9	47.6
駐車場	3,006	2,928	1,779	1,564	1,331	1,264	0.2	△ 2.6	△ 39.2	△ 12.1	△ 14.9	△ 5.0	97.4	59.2	52.0	44.3	42.0
介護サービス	2,193	2,254	2,100	1,328	1,164	1,207	0.2	2.8	△ 6.8	△ 36.8	△ 12.3	3.7	102.8	95.8	60.6	53.1	55.0
その他	185	△ 49	△ 612	△ 905	△ 1,016	△ 833	△ 0.1	△ 126.5	△ 1,149.0	△ 47.9	△ 12.3	18.0	△ 26.5	△ 330.8	△ 489.2	△ 549.2	△ 450.3
計 A	773,989	691,728	676,173	685,145	668,124	650,266	99.8	△ 10.6	△ 2.2	1.3	△ 2.5	△ 2.7	89.4	87.4	88.5	86.3	84.0
普通会計 決算額 B	2,318,748	2,390,163	2,391,787	2,464,241	2,424,249	2,522,744		3.1	0.1	3.0	△ 1.6	4.1	103.1	103.1	106.3	104.5	108.8
A/B ×100	33.4	28.9	28.3	27.8	27.6	25.8		△ 4.5	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.8	-	-	-	-	-

(注) 1 決算規模は次による。(総務省における算出方法と同様)
 [法適用企業] 収益的支出(総費用) - 減価償却費 + 資本的支出
 [法非適用企業] 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 前年度繰上充用金
 2 普通会計決算額は、歳出総額(神戸市、N T T 無利子貸付金含む)である。
 3 病院については、地方独立行政法人は除く。
 4 地方公営企業決算状況調査表上の想定企業会計は除く。

2 地方財政健全化法における資金不足比率

(1) 資金不足比率の算定等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」において、公営企業の経営健全化に係る指標として、経営状態の悪化の度合いを示す資金不足を算定することとしている。

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告するとともに公表しなければならない。

また、資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上である場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定める必要がある。（表 I - 3）

(2) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額：（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○ 事業の規模：（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模は、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

表 I - 3 地方財政健全化法に基づく資金不足が発生している事業

（単位：百万円・%）

事業	団体	R 元年度決算		H30 年度決算		増減	
		資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率
交通 (自動車運送)	神戸市	1,718	17.5	1,824	18.3	△106	△0.8
病院	西宮市	62	1.3	175	3.8	△113	△2.5
	宝塚市	1,504	13.5	1,214	12.0	290	1.5
	川西市	461	13.9	571	14.1	△110	△0.2
	加西市	498	10.8	312	6.5	186	4.3
	豊岡病院 組合	246	1.3	0	—	皆増	皆増